



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月13日(金曜日)号外 第24号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

条 例	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(財政課) 3		廃止する条例……………(農村計画課) 9
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 4		○国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例…( “ ) 9
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 5		○国営川南原土地改良事業負担金徴収条例……………( “ ) 10
○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例……………(障がい福祉課) 7		○うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例……………(水産政策課) 11
○宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例…(自然環境課) 7		○建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) 12
○卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例……………(農業連携推進課) 8		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………( “ ) 12
○国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を		○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 16
		○職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例……………(人事委員会事務局) 21
		○特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特務手当の特例に関する条例……………(警察本部) 21

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 改正の理由及び主な内容  
建築士法等の改正に伴い、関連する手数料等について所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和2年3月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 改正の理由及び主な内容  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 改正の理由及び主な内容  
火薬類取締法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 改正の理由及び主な内容  
心身障害者扶養共済制度の適正な運営を行うため、年金管理者の欠格事由について、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 改正の理由及び主な内容  
自然公園内利用調整地区の利用者の認定関係事務を行う指定認定機関の指定に係る欠格事由を変更する等、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和元年12月14日から施行することとしました。
- ◎ 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例(条例第29号)
- 1 廃止の理由及び主な内容  
卸売市場法の改正に伴い、これまで条例で定めることとされていた事項について法令で規定されることとなるため、及び地方卸売市場の規模要件が廃止されるため、関連条例を廃止することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和2年6月21日から施行することとしました。
- ◎ 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例(条例第30号)
- 1 廃止の理由及び主な内容  
国営大淀川右岸土地改良事業については、負担金の徴収が完了したことから、条例を廃止することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例(条例第31号)
- 1 制定の理由及び主な内容  
国営大淀川左岸土地改良事業の実施に伴い、県が徴収する負担金に関して必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 国営川南原土地改良事業負担金徴収条例(条例第32号)
- 1 制定の理由及び主な内容  
国営川南原土地改良事業の実施に伴い、県が徴収する負担金に関して必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)
- 1 改正の理由及び主な内容  
うなぎ稚魚の取扱いに係る登録の適正化を図るため、登録の拒否要件について、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和元年12月14日から施行することとしました。
- ◎ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第34号)
- 1 改正の理由及び主な内容  
建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)
- 1 改正の理由及び主な内容  
民法の改正等に伴い、連帯保証人の極度額に関する規定を設ける等、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)
- 1 改正の理由及び主な内容  
令和元年の人事委員会勧告を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしました。

## ◎ 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

## 1 改正の理由及び主な内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日から施行することとしました。

## ◎ 特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例(条例第38号)

## 1 制定の理由及び主な内容

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当について、国の措置に準じて、新たに条例を制定することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第24号

## 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(手数料)						(手数料)					
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。						第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					
(1)～(427) [略]						(1)～(427) [略]					
(428) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料						(428) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料					
(428)の2～(453) [略]						(428)の2～(453) [略]					
2～5 [略]						2～5 [略]					
別表第2(第3条関係)						別表第2(第3条関係)					
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考		手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	
[略]						[略]					
50	製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造 乙種化学責 任者免状に 係るもの 者試 験	1件につ き	9,300円(行 政手続等にお ける情報通信 の技術の利用 に関する法律 (平成14年法 律第151号) 第3条第1項 の規定により 同項に規定す る電子情報処 理組織を使用		50	製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造 乙種化学責 任者免状に 係るもの 者試 験	1件につ き	9,300円(情 報通信技術を 活用した行政 の推進等に関 する法律(平 成14年法律第 151号)第6 条第1項の規 定により同項 に規定する電 子情報処理組 織を使用して	

				して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)				受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、8,800円)	
				[略]				[略]	
				[略]				[略]	
428	二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料	1件につき	19,300円		428	二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料	1件につき	24,400円	
				[略]				[略]	
429	二級建築士又は木造建築士の試験手数料	1件につき	17,900円		429	二級建築士又は木造建築士の試験手数料	1件につき	18,500円	
				[略]				[略]	

別表第3(第3条関係)

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
11 建築士法第4条第2項又は第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査	[略]	
[略]		

別表第3(第3条関係)

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]		
11 建築士法第4条第3項又は第5項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査	[略]	
[略]		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、別表第2の50の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したものであるものに対するこの条例による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第2の428の項の規定の適用については、同項中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第25号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(種別割の徴収の方法の特例) 第62条の4 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。	(種別割の徴収の方法の特例) 第62条の4 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用するとともに、併せて宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して、法第177条の13第1項の申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法により徴収することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、「登録」を「新規登録」に改め、「知事」の次に「又は地方税共同機構」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第26号

##### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の4 [略]</td> <td>都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の8 [略]</td> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		1の4 [略]	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町	[略]		1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の4 [略]</td> <td>各市町村(宮崎市及び三股町を除く。)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の8 [略]</td> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		1の4 [略]	各市町村(宮崎市及び三股町を除く。)	[略]		1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市
事 務	市 町 村																				
[略]																					
1の4 [略]	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村及び美郷町																				
[略]																					
1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市																				
事 務	市 町 村																				
[略]																					
1の4 [略]	各市町村(宮崎市及び三股町を除く。)																				
[略]																					
1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市																				

	<p>、日向市、串間市及び西都市</p>		<p>、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市及び高原町</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>14の9 [略]</p>		<p>14の9 [略]</p> <p>14の10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による次の事務</p> <p>(1) 第22条第1項の規定による指定医の診察及び保護の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第23条の規定による通報の受理に関すること。</p> <p>(3) 第26条の2の規定による退院の申出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第26条の3の規定による通報の受理に関すること。</p> <p>(5) 第27条第1項及び第2項の規定による指定医の診察に関すること。</p> <p>(6) 第27条第3項の規定による職員の立会いに関すること。</p> <p>(7) 第27条第4項(第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による立入りに関すること。</p> <p>(8) 第28条第1項の規定による診察の通知に関すること。</p> <p>(9) 第29条第1項の規定による入院措置に関すること。</p> <p>(10) 第29条第3項(第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関すること。</p> <p>(11) 第29条の2第1項の規定による入院措置に関すること。</p> <p>(12) 第29条の2第2項の規定による決定に関すること。</p> <p>(13) 第29条の2の2第1項の規定による移送に関すること。</p> <p>(14) 第29条の2の2第2項の規定による通知に関すること。</p> <p>(15) 第29条の2の2第3項の規定による行動の制限に関すること。</p> <p>(16) 第29条の3の規定による入院措置を採らない旨の通知に関すること。</p> <p>(17) 第29条の4第1項の規定による入院措置の解除に関すること。</p> <p>(18) 第29条の5の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(19) 第31条第1項の規定による費用の徴収(徴収額の認定に関するものに限る。)に関すること。</p> <p>(20) 第31条第2項の規定による報告又は必要な書類の閲覧若しくは資料の提供の要求</p>	<p>宮崎市</p>

[略]	<p>に関すること。</p> <p>(21) 第34条の規定による医療保護入院等のための移送に関すること。</p> <p>(22) 第38条の6第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。</p> <p>(23) 第38条の7の規定による改善命令等に関すること。</p> <p>(24) 第40条の規定による仮退院の許可に関すること。</p>
[略]	[略]

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第27号

## 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年宮崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人、被保佐人又は被補助人</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>3～7 [略]</p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 [略]</p>

## 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第28号

## 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定認定機関)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1) <u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(3) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法若しくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）若しくはこの条例若しくは宮</u></p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) <u>精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(4) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法若しくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）若しくはこの条例若しくは宮</u></p>

<p>崎県における自然環境の保護と創出に関する条例(昭和48年宮崎県条例第14号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第21条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>崎県における自然環境の保護と創出に関する条例(昭和48年宮崎県条例第14号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第21条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第21条第3項第3号の改正規定(「禁錮」を「禁<sup>こ</sup>錮」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)
- (2) 宮崎県小規模卸売市場条例(昭和47年宮崎県条例第43号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。  
(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 宮崎県における事務処理の特例に関する条例(平成11年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章及び卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>21 宮崎県小規模卸売市場条例(昭和47年宮崎県条例第43号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務</td> <td>各市町村</td> </tr> <tr> <td>22～36 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章及び卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]	21 宮崎県小規模卸売市場条例(昭和47年宮崎県条例第43号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務	各市町村	22～36 [略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章の規定による申請、届出等の受理に関する事務</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>21～35 [略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町 村	[略]		20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章の規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]	21～35 [略]	
事 務	市 町 村																		
[略]																			
20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章及び卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]																		
21 宮崎県小規模卸売市場条例(昭和47年宮崎県条例第43号)の規定による申請、届出等の受理に関する事務	各市町村																		
22～36 [略]																			
事 務	市 町 村																		
[略]																			
20 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4章の規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]																		
21～35 [略]																			

(宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 3 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">[略]</th> <th style="width: 30%;">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)</td> <td>第5条第1項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>宮崎県小規模卸売市場条例(</td> <td>第9条第1項及び第3項</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)	[略]	卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)	第5条第1項及び第3項	宮崎県小規模卸売市場条例(	第9条第1項及び第3項	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">[略]</th> <th style="width: 30%;">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	[略]	[略]	宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)	[略]				
[略]	[略]																
宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)	[略]																
卸売市場法施行条例(昭和46年宮崎県条例第50号)	第5条第1項及び第3項																
宮崎県小規模卸売市場条例(	第9条第1項及び第3項																
[略]	[略]																
宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)	[略]																



昭和47年宮崎県条例第43号)

[略]

[略]

国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第30号

##### 国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例(昭和57年宮崎県条例第25号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例(平成25年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の国営大淀川右岸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項、国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項及び国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項及び国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>

国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第31号

##### 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第2項及び第9項の規定により県が徴収する国営大淀川左岸土地改良事業(以下「国営土地改良事業」という。)に係る負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定により国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該負担金(以下「県負担金」という。)の一部を、国営土地改良事業によって利益を受ける者で国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)から徴収する。

2 県は、受益者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 県は、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町が、当該市町の区域内にある土地に係る受益者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担することに同意をした場合には、第1項の規定により徴収する負担金の徴収に代えて、その市町にその負担金を負担させる。

4 県は、前3項の規定によるほか、国営土地改良事業によって利益を受ける市町に対し、その市町の受ける利益を限度として、県負担金の一部を負担させる。

(負担金の額)

第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により市町に負担させる負担金の総額は、国営土地改良事業に係る県負担金の100分の50以内で知事が定める額とする。

2 前条第1項の規定により徴収する負担金の額は、前項に規定する総額から次項に規定する負担金の額を減じた額を受益者が国営土地改良事業の施行によって利益を受ける土地の面積等に応じて割り振って得られる額とする。

3 前条第4項の規定により市町に負担させる負担金の額は、当該市町の意見を聴いた上、県議会の議決を経て知事が定める額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 第2条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により市町に負担させる負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者又

は当該市町の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

3 第2条第4項の規定により市町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該市町に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

(延滞金の徴収)

第5条 第2条第1項の規定により徴収する負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、当該負担金の額につき年14.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で、その納期限の翌日から当該負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

国営川南原土地改良事業負担金徴収条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第32号

### 国営川南原土地改良事業負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条第2項及び第9項の規定により県が徴収する国営川南原土地改良事業(以下「国営土地改良事業」という。)に係る負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 県は、法第90条第1項の規定により国営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該負担金(以下「県負担金」という。)の一部を、国営土地改良事業によって利益を受ける者で国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)から徴収する。

2 県は、受益者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 県は、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする町が、当該町の区域内にある土地に係る受益者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担することに同意をした場合には、第1項の規定により徴収する負担金の徴収に代えて、その町にその負担金を負担させる。

4 県は、前3項の規定によるほか、国営土地改良事業によって利益を受ける町に対し、その町の受ける利益を限度として、県負担金の一部を負担させる。

(負担金の額)

第3条 前条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により町に負担させる負担金の総額は、国営土地改良事業に係る県負担金の100分の42以内で知事が定める額とする。

2 前条第1項の規定により徴収する負担金の額は、前項に規定する総額から次項に規定する負担金の額を減じた額を受益者が国営土地改良事業の施行によって利益を受ける土地の面積等に応じて割り振って得られる額とする。

3 前条第4項の規定により町に負担させる負担金の額は、当該町の意見を聴いた上、県議会の議決を経て知事が定める額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 第2条第1項の規定により徴収する負担金及び同条第4項の規定により町に負担させる負担金は、元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)により支払わせるものとする。ただし、当該負担金の徴収を受ける者又は当該町の申出があるときは、知事は、その負担金の全部又は一部につき一時支払の方法により支払わせることができる。

2 第2条第1項の規定により徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払の期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、国営土地改良事業が完了した年度(国営土地改良事業によって生じた施設で国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害又は突発事故被害の復旧を併せて行ったときは、国営土地改良事業及び当該復旧の全てが完了した年度。以下同じ。)の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき受益者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

3 第2条第4項の規定により町に負担させる負担金に係る第1項の元利均等年賦支払の期間は、国営土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して17年(据置期間は、2年)とし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定める率とする。ただし、国営土地改良事業が完了する以前において、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき国営土地改良事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該町に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると知事が認める場合は、その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度から起算するものとする。

(延滞金の徴収)

第5条 第2条第1項の規定により徴収する負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、当該負担金の額につき年14.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年じゅんの日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で、その納期限の翌日から当該負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第33号

##### うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

うなぎ稚魚の取扱いに関する条例(平成7年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第6条 知事は、第4条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
(5) 成年被後見人	(5) 精神の機能の障害によりうなぎ稚魚の譲受け等に係る事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切

(6)~(8) [略]	に行うことができない者
2 [略]	(6)~(8) [略]
	2 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日前にこの条例による改正前のうなぎ稚魚の取扱いに関する条例第6条第1項第5号に該当して行われた第19条第1項の規定に基づく登録の取消しの効力については、なお従前の例による。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第34号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例(昭和46年宮崎県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(他の用途部分との区画) 第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、当該用途に供する部分(以下この条において「当該部分」という。)は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 令第112条第12項の規定により防火区画を行う場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。 (2)・(3) [略] (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例) 第18条の2 建築物の階(物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。)のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例) 第18条の3 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。	(他の用途部分との区画) 第18条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、当該用途に供する部分(以下この条において「当該部分」という。)は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 令第112条第17項の規定により防火区画を行う場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。 (2)・(3) [略] (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する特例) 第18条の2 建築物の階(物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあっては、屋上広場を含む。以下この条において同じ。)のうち、当該階が令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第8条、第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第16条の規定は、適用しない。 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する特例) 第18条の3 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同条第4項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られたものに限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第11条第2号、第12条、第13条の3並びに第13条の4第1項及び第3項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第35号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般県営住宅に入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)においては、その者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、知事が定める期間内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>県内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、<u>近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)</u>以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(敷金)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 入居者が一般県営住宅を明け渡したときは、第1項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、<u>未納の家賃その他の未収入金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付することができる。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は<u>福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条</u>の規定により住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、<u>前条第1号から第4号まで</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般県営住宅に入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)においては、その者は、<u>前条第1号から第4号まで</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、知事が定める期間内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 第1項第1号の規定による連帯保証人の債務の負担は、入居決定者の入居時における近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)</u>の12月分に相当する額を限度とする。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第11条 一般県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定による認定に基づき、当該入居者の収入及び当該一般県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、住宅令第2条に定める方法により、知事が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第32条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、一般県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(敷金)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、知事は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、知事に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。</u></p> <p>4 入居者が一般県営住宅を明け渡したときは、知事は、第1項の規定により徴収した敷金を還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは、敷金の額からその債務の額を控除して還付することができる。</u></p> <p>5 [略]</p>

(連帯保証人の変更)

第26条 [略]

2 第10条第1項第1号の規定は、前項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。

(一般県営住宅の明渡しの請求)

第33条 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 [略]

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「、改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条各号」とあるのは「第49条各号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項、第2項及び第6項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に」に及び、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又はイに掲げる場合に」に及び、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の

(連帯保証人の変更)

第26条 [略]

2 第10条第1項第1号及び第5項の規定は、前項の規定により新たに連帯保証人を立てる場合について準用する。この場合において、第10条第5項中「入居決定者の入居時における」とあるのは、「連帯保証人の変更時における」と読み替えるものとする。

(一般県営住宅の明渡しの請求)

第33条 [略]

2 [略]

3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 [略]

(準用)

第55条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第28条第1項、第30条、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、改良県営住宅及び地区施設の管理について準用する。この場合において、第6条第1項中「住宅法第23条各号」とあるのは「、改良法第29条第1項において準用する住宅法第23条各号」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、同条第2項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する住宅法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅」と、「入居の申込みをした場合(第36条第1項の規定による申出をした場合を除く。)」とあるのは「入居の申込みをした場合」と、「前条第1号から第4号まで」とあるのは「第49条第1号から第4号まで」と、第7条中「前2条」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第6条第1項及び第2項並びに第49条」と、第10条第1項及び第2項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、同条第5項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)の12月分に相当する額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額の12倍に相当する額」と、同条第7項中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第14条第1項第2号中「第33条第1項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第33条第1項」と、第26条第2項前段中「第10条第1項第1号及び第5項」とあるのは「第55条の規定により読み替えて準用される第10条第1項第1号及び第5項」と、同項後段中「入居決定者」とあるのは「第48条の規定により入居者として決定された者又は入居決定者」と、第28条第1項及び第30条中「第5条第2号ア、イ又はウに掲げる場合に」に及び、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額」とあるのは「第49条第2号ア又は

猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの

イに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第55条の規定により読み替えて準用される第30条の規定によるあっせん等又は第54条の規定による割増賃料の徴収、減免若しくは徴収の猶予」と、第33条第1項第2号中「家賃」とあるのは「家賃又は割増賃料」と、同条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第51条に規定する算定方法により得た額」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第4条(第1項第3号を除く。)、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)及び第34条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第4条第1項第5号中「第5条各号のいずれか」とあるのは「第5条第1号又は第2号」と、第7条中「前2条」とあるのは「第56条」と、第10条第5項中「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)の12月分に相当する額」とあるのは「第59条第1項に規定する算定方法により算出した額の12倍に相当する額」と、第26条第2項前段中「第5項」とあるのは「第59条の規定により読み替えて準用される第10条第5項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第13条、第14条(第1項第1号を除く。)、第15条、第16条(第3項を除く。)、第17条から第27条まで、第32条、第33条(第1項第7号、第5項及び第6項を除く。)、第34条、第57条第2項及び第58条の規定は、地域特別賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第61条」と、第10条第5項中「近傍同種の住宅の家賃(次条第2項の規定により定められたものをいう。以下第46条までにおいて同じ。)の12月分に相当する額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額の12倍に相当する額」と、第26条第2項前段中「第5項」とあるのは「第62条の規定により読み替えて準用される第10条

請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用される第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

第5項」と、第32条中「第11条第1項若しくは第3項若しくは第28条第3項若しくは第4項の規定による家賃の決定、第13条(第28条第5項又は第29条第8項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第30条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による一般県営住宅への入居の措置」とあるのは「第13条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第62条の規定により読み替えて準用される第58条の規定による家賃の減額」と、第33条第3項及び第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第57条第1項に規定する算定方法により算出した額」と、第57条第2項中「前項」とあり、及び第58条中「前条」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条(第47条及び第64条において準用する場合並びに第55条、第59条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第26条(第47条及び第64条において準用する場合並びに第55条、第59条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。)の改正規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する保証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。
- 3 第33条(第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の改正規定は、施行日以後に生じた利息について適用し、施行日前に生じた利息については、なお従前の例による。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第36号

##### 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。



別表第1 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700

	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
再任用	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
職員以	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
外の職	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
員	64	262,300	314,100	384,600	404,900	
	65	263,300	316,300	385,500	406,100	
	66	264,700	318,300	386,700	407,200	
	67	265,800	320,300	387,700	408,400	
	68	267,100	322,300	388,800	409,500	
	69	268,700	324,200	390,000	410,500	
	70	270,200	326,300	391,000	411,700	
	71	271,500	328,400	392,100	412,900	
	72	272,900	330,400	393,300	414,100	
	73	273,900	332,500	394,300	414,700	
	74	274,900	334,600	395,400	415,500	
	75	276,100	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	

85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		

	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 平成31年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第37号

## 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和41年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(登録の申請)	(登録の申請)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた第1項に規定する申請については、同項に規定する申請書（同項に規定する規約及び前項各号に掲げる書類を含む。以下この項において同じ。）により行われたものとみなして、この条例の規定及び第6条の規定に基づく人事委員会規則の規定を適用する。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該申請書の正副2通が提出されたものとみなす。	3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた第1項に規定する申請については、同項に規定する申請書（同項に規定する規約及び前項各号に掲げる書類を含む。以下この項において同じ。）により行われたものとみなして、この条例の規定及び第6条の規定に基づく人事委員会規則の規定を適用する。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該申請書の正副2通が提出されたものとみなす。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日から施行する。

特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第38号

## 特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特定大規模災害等に対処するための地方警察職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当に関し、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号。以下「条例」という。）の特例について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「特定大規模災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を除く。）をいう。

(災害警備等作業手当の特例)

第3条 職員が特定大規模災害に対処するため条例第3条第24号の作業（次条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を除く。）に引き続き5日を下らない範囲内において公安委員会が定める期間以上従事した場合の災害警備等作業手当の額は、条例第4条の規定にかかわらず、当該規定による額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において公安委員会が定める額を加算した額とする。

第4条 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が条例

第3条第24号の作業のうち次に掲げる作業に従事したときは、条例第4条の規定にかかわらず、次項に規定する額を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち公安委員会が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して公安委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋(公安委員会が定めるものに限り。)内において行うもの 4万円を超えない範囲内において公安委員会が定める額

(2) 前項第1号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 2万円を超えない範囲内において公安委員会が定める額

(3) 前項第2号の作業 1万円を超えない範囲内において公安委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると公安委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において公安委員会が定める額を加算した額)

3 職員が同一の日以前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合において、当該2以上の作業に係る手当の額が同額の場合にあっては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なる場合にあっては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当)以外の手当は支給しない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。